

外国人労働者へのフォローアップ調査報告（2025年4月期）

実施の背景・目的

伊藤園では、2023年6月に緑茶調達の一部を担う茶産地育成事業のうち、新産地事業の農業法人に雇用される技能実習生および特定技能の労働環境並びに生活環境を確認しました。本調査は、1年3か月程度を経て、その後の状況を確認する目的で、フォローアップ調査を実施しました。

調査方法

本調査は、外国人労働者への直接対話（2024年9月2日オンライン実施：1法人、同年9月11日直接訪問による実施：1法人）を行いました。前年同様に「尊厳ある移民のためのダッカ原則※」に基づき、(1) 適正な労働時間/適正賃金、(2) 雇用契約、(3) 職場における健康と安全、(4) 結社の自由と団体交渉権/コミュニケーションなどの項目について重点的に確認しました。ヒアリングは、客観性および中立性を確保するため、第三者の立場でCRT日本委員会が行い、管理責任者、監理団体の担当者及び当社の社員は、席を外した上で実施しました。管理責任者及び監理団体の担当者に対してもヒアリングを実施し、外国人労働者の勤務や生活に関する状況把握と意見交換を行いました。

また、9月11日に訪問した際は、外国人労働者の住居にも訪問し、立ち合いの下、生活環境を確認しました。

※「人権とビジネスに関する研究所（IHRB）」が企業、NGO、労働組合、政府との協議を重ね、2012年12月に発表。

「すべての労働者は平等に、差別なく処遇され」、「すべての労働者は労働法による保護を享受する」という2つの中核原則のもと、10の原則が定められています。

	農業法人 A	農業法人 B
実施日	2024年9月11日（水）	2024年9月2日（月）
対象者 （国籍） （在留資格）	・外国人労働者2名 （インドネシア） （特定技能） ・管理責任者 ・監理団体の担当者	・外国人労働者1名 （ベトナム） （技能実習生） ・管理責任者
実施形式	グループヒアリング（40分）	個人ヒアリング（30分） ※オンライン形式 ※通訳（CRT日本委員会所属）
実施風景 ※CRT日本委員会 提供		

評価結果

- ・前年同様に規則的なシフト勤務体系が維持され、現場では従業員間でコミュニケーションが円滑に取られている。新たに雇用されている技能実習生を指導する立場となり、給与等での処遇が向上され、本人たちのモチベーションに繋がっている。
- ・住居は清潔に保たれており、管理者側のフォローもあって、引き続き適正な生活環境が保証されているといえる。
- ・先に来日し勤務を開始した外国人労働者が後から来日し勤務する外国人労働者を仕事面と文化・生活面の両面から教育しサポートする体制がよく機能していることが伺える。

今後の対応

本調査の評価結果に対して、継続して対話を行います。